

第2回 大東市人権擁護施策推進審議会 会議議事録

1. 開催日時 令和5年12月4日(月)
午前10時から11時15分まで

2. 開催場所 大東市役所 南別館 会議室

3. 出席者

審議会委員

・第1号委員(学識経験者)	石元 清英	委員(会長)
・第1号委員(学識経験者)	内田 龍史	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	松川 正義	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	西井 哲也	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	中井 和真	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	西林 徹	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	白石 克己	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	萩原 清	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	久世 芳之	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	中井 克之	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	山本 光一	委員(欠席)
・第2号委員(市内関係団体代表者)	北井 孝典	委員
・第2号委員(市内関係団体代表者)	萩原 美紀	委員(欠席)
・第3号委員(市長が必要と認める者)	川本 和弘	委員

事務局

・人権政策監	佐々木 由 美
・市民生活部人権室長	奥 野 佳 景
・市民生活部人権室上席主査	池 谷 幸一郎
・市民生活部人権室主査	大 保 一 真
・市民生活部人権室係員	大 野 裕 子
・教育委員会学校教育政策部指導・人権教育課長補佐 松 井 悠美子	

4. 案件

・議事

- ① 資料説明
- ② 意見交換

5. 配布資料

・会議次第

- ・ 委員名簿
- ・ 大東市人権擁護施策推進審議会規則
- ・ 審議会について（趣旨と審議内容）
- ・ 大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査について
- ・ 部落差別解消推進法（解説）チラシ

6. その他 傍聴希望者 0名

発言要旨

1. 開会

2. 委員紹介（前回欠席者）、事務局紹介

3. 会長あいさつ

4. 議事（敬称略）

事務局：本審議会の趣旨について説明します。

第1回目審議会では、部落差別についての市民意識調査を行い、その結果を基礎資料として啓発冊子を作成し、部落差別に関する正しい認識と理解を深めていくという方向で審議いただいている。第2回審議会では、部落差別に関する市民意識調査に関する設問や選択肢について、ご審議いただき、設問事項を確定して参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

ここからの議事進行は当委員会の規則第3条第1項の規定に基づきまして、会長どうぞよろしくお願いします。

会 長：次第に沿って、議事に入ります。資料説明について事務局よりお願いします。

事務局：（配布資料「大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査」について説明）

本調査の目的は、平成28年12月施行の部落差別解消推進法、第5条の2に掲げられている「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」の趣旨の則り、大東市人権行政基本方針に掲げる、部落差別（同和問題）の解決に向けた、部落差別（同和問題）について正しい認識と理解を深めるための資料となる人権教育・啓発冊子を作成するために行います。今回の調査は、冊子作成における基礎資料作成のための、市民の部落差別（同和問題）における意識を把握するべく実施するものです。

対象者については、市内在住の18歳以上の男女計2000人を年齢階層別に抽出します。この2000人とは別に市内在住の18歳～29歳の男女300人についても追加で調査票を配布します。

会 長：今回実施する「大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査」の概要と調査項目に関する説明が事務局よりありました。それに関してご意見ご質問などあればお聞かせください。

委 員：対象者18歳以上男女となっていますが、高校生は対象となっているのか、またその理由も教えてください。

事務局：18歳以上高校生は含みます。18歳は、成人というカテゴリーに当てはまるので、18歳以上を対象に実施したいと考えています。

会 長：他にご意見等あればどうぞ。

委 員：部落差別問題の調査票について、基本のベースが和歌山の部落差別に関する意識調査を参照されているのでふさわしいと思います。

気になった1点目は、部落差別を促進してしまう要因として大きいのは、部落の人と関わると、自分も部落の人と間違われたりして差別を受けるのでは、と露骨に偏見はもってはいないが、自分が差別されたくないから部落の人たちやその場所から距離を取った方が自分は差別に巻き込まれないのでよいという意識がある。その意識があるため、結婚の時や場所を避ける意識につながる。これが部落差別の要因である。今回の調査票には、そうした認識を尋ねる項目はないので、ぜひ入れていただければと思います。以前会長と一緒に分析したもので、たとえば摂南市で人権意識調査を実施した際、項目で「結婚等や住居の移転等に際し、同和地区やその出身者とかかわることに、自らも差別されるかもしれない恐れがある」という項目に対し、「そう思う」、「そう思わない」等という選択肢を設けている。大東市はどうなのかわからないが、そうした認識から部落差別をしてしまう要因となると思われるので、その項目は入れていただきたい。

2点目は、部落差別をなくしていくために何が必要か、人権教育や啓発や部落問題学習が必要なのはその通りで、教育啓発、講演会に関することは聞かれている。いろいろな意識調査をみると、被差別部落の方々と関係がある人と、まったく関係がない人を比べると、出会いがない人は人ごとに捉えがちである。なおかつ結婚についての意識もよくない。何らかの形で知り合いがいる場合、出会いがない人より人権に対する偏見は少ない。実際に被差別部落の方々との出会いがあるかないかという項目も入れていただきたい。聞き方に関してはいろいろなパターンがある。

3点目は、どれくらい部落差別問題に関心があるのか。人権問題に関する意識調査では、いろいろな人権課題があり、どれくらい興味関心があるのか、選んでもらう形であるが、そもそも社会問題に関心があるかどうか。部落問題に限らず、自分の生活に精いっぱい社会問題について考える余裕のない人もいる。社会問題に関心がある人とならない人では、どういう違いがあるのか、関心がない人には関心を持つようにすることが教育啓発で重要なことである。社会問題についての関心についても聞いていただけたら、よりはっきりと大東市民の意識が分かると思います。

会 長：事務局より説明をお願いします。

事務局：被差別部落の人とかかわることに対する意識について

全般的な質問になるので、問11あたりに踏み込めるかと思います。

「出会いがあるかどうか」について、フェイスシートで含むのか、回答の一部分で入れ

るのか、入れるところが難しい。個人的な情報を尋ねると、回答する側から身構えられる可能性もあるので検討させていただきたい。

社会問題に関心があるかどうか。

令和 2 年度に実施した調査では、回収率 47%で高い数字は出ていたが、その中に、関心のある人権問題の設問に対し、「部落差別」は 1 割くらいであった。部落差別に特化した調査は、大東市では初めてで、すべての項目が部落差別についてとなるため、どれくらいの回収率になるのか予測つかない。

調査票項目案を審査した後に、調査票を作成していくが、調査票が市民の手元に届いた段階で、市民の皆さまに開封してもらえるように、回収率も上げたいので、趣旨についても事務局で精査し、本日委員の皆様にも審議させていただきたいと思います。ご協力よろしくお願いします。

会長：委員から出たご意見について説明したいと思います。

調査項目案のp3問9-1 について、「新たな住まいを選ぶ際に、価格や交通の便など希望条件に合った物件が同和地区にあった場合、あなたはどうしますか。」の問いに、「1. 避けと思う」「2. どちらかというと思える」と答えた人に、問9-1を聞く。この中に選択肢1.に「同和地区に住むことで、自分や家族が差別されるかもしれないから」を入れているので、より忌避意識をもつ、自分たちが差別されるかもしれないという恐れでひろえる。

p4、問 10 で、「あなたの親類が結婚しようとする相手が同和地区出身であることから家族から反対されているとします。そのことについてどうしたらよいかと相談された時、あなたはどうしますか」の問いに、選択肢の中の 3 番目「結婚は慎重に考えた方がいいと言う」「結婚はしない方がいいと言う」と答えた人に、その理由を尋ねているのが、問 10-1で、その中の 4 番目、親戚が結婚するとき、「自分や自分の家族が差別されるかもしれないから」という選択肢を入れている。一方で自分の家族が結婚する場合については尋ねていないので、検討する余地はあると思います。忌避意識をもつその理由を聞く設問を設けています。

また、同和地区出身者との関わり、接触について、2020 年実施した「大東市人権意識調査」で、「あなたの身近には次のような人はいますか」の問いに、選択肢「障害者」「外国人」「性的マイノリティーの人」「被差別部落の人」等の項目を上げている。

「自分自身がそうである」、「家族や親せきにいる」、「近しい知人にいる」、「いない」、「わからない」をあげてクロス集計を取りました。これは「同和地区出身者に限って聞けば、接触頻度によってこういった意識を持っているのか、把握できると思うので、検討していったらよいと思いました。

社会問題に関する取り組みについて、よくあるのが様々な人権課題を、法務省が上げているものを用いることが多いが、18くらい上げて、「あなたの関心がある人権問題はどれですか」といういくつでも上げてくださいという形で、最後の設問で「関心がない」を入れる。それでクロス集計ができると思います。前回の調査項目との兼ね合いもあるが、検討していけばよいと思います。

ほかにご意見ありますか。

委員：大東市で初めての部落問題に特化した市民意識調査ということで、結果に興味があるが、適切な調査ができるためには、回収率が問題になってくると思う。設問数について、全体的に多いのか多くないのか、回収率に影響はないのか。
また調査方法について、紙ベースがメインと思いますが、高齢者は紙媒体がよいであろうが、世代によってインターネットを活用した回答も手軽さの面で必要となってくる。できれば、紙ベースとインターネットを併用した形で、QRコードなど活用した調査方法も入れていただきたい。また設問数が多いと、途中で中断するとリセットとなり、また一からやり直すのは大変なため、一時保存ができるような対応は可能かどうか。

会長：事務局から説明をお願いします。

事務局：今回お渡ししている調査票の設問は、エクセルで作成しているため、問Ⅰは、ボリューム的に問Ⅱと同じ位にできる。令和2年実施した人権意識調査は今回よりも多くなっている。調査票に圧縮すると、比較的分量は少ない。
調査方法について、令和2年度は紙ベースであったが、回収率は高かった。高齢者は高かったが若年層については低かったので、返送の手間を省けるよう、業者と調整して、QRコードでも回答が可能となるよう、インターネットを活用できるよう検討していきたい。また回答の途中で一時保存ができるよう、業者と相談し適切に工夫して参りたいと思います。

会長：ほかにご意見ありますか。

委員：設問の関係で、Ⅰページの問Ⅰ-5で、「女性であるという理由で昇給や昇進に差がつくことは差別である」、問Ⅰ-7「女性は結婚したら、夫の姓を名乗る方がよい」とか、問Ⅰ-8で「日本に住む外国人は日本の文化を理解し日本の生活習慣に応じた生活をすべきだ」の3点について、どういう意識なのかというのは分かるが、部落問題に特化する調査なので、それらの設問が必要かなと思うがいかがですか。

事務局：部落差別に特化した調査ですが、問Ⅰでは、部落差別自体は、人権課題以外にも風習、慣習に対して関心度合がどのくらいあるのか、部落差別とクロス集計して、関連性を図り、昔からある風習に対して意識が高い人は、部落差別に対しても意識が高いかどうか、分析させていただきたいと思います（問Ⅰ-5、Ⅰ-7）。

会長：ねらいとして、全土的な差別を重視したり、日本と外国人をはっきり分けて、日本の文化に従うべきだという見方をする人が、仮に部落問題に関する設問で忌避意識を強くもっていたり、あるいは誤解や偏見をもっていることが分かれば、女性問題や外国人問題に関する啓発が部落差別問題の啓発にもつながる。
部落に対して誤解や偏見を持っている人や忌避意識を持っている人がどういう人なのかを見るために、いわゆるフェイスシートのものとして、問Ⅰを入れています。

障害者に対してどういう見方をしているか、家族の問題、女性、外国人に対する見方などねらって入れたというのがこの趣旨です。

委員：3つの項目について、部落差別に特化する上では、どうかなと思います。事務局より、日本古来という言葉が出たが、例えば問1-7、「女性は結婚したら夫の姓を名乗る」、姓を名乗るというのは、詳しくないが、多分日本古来女性は姓がなかったと思いますので、明治以降になるのでは。問1-5 女性の社会進出について、結びついてる可能性はありますが、女性差別、女人禁制は分かるが、女性の社会進出に伴う昇進昇級に差がつく点は、部落差別とどう関係があるのか、まだまだ一定のものがいないのかなと思います。さらに問1-9外国人に関しては、何の関係があるのかなと思います。

会長：この点に関して、他の委員のご意見はありますか。

委員：私も同意見です。慣習や差別に対する認識という問で全体的なことを順番に聞いておきたいということであるなら、全体的な人権問題の差別意識を尋ねる設問が入ってもよいが、部落差別について特化した意識調査であるならば、女性に対する差別の設問はあるのかなと思います。

委員：地域集会で、人権問題全般について学習するが、差別する側は年齢の高い方が多い。小、中学校と正しい知識を学習されていない。偏見だけが長年にわたり残り、理解されにくい。女性問題、LGBT 問題の学習をしても、やはり理解されにくい。そういう視点から考えると、特化して部落問題だけに焦点を当てるのもよいが、いろいろな考え方を知っておく必要もあると思います。

委員：問1については、部落差別とは外れるかもしれないが、人権意識よりも、従来からの保守的な、伝統的な考え方について、どれくらい重視されているかを確認しておきたいという趣旨であると思います。
啓発の課題と教育の課題は共通しているということを打ち出した方がよいと思います。

会長：ほかにご意見ありますか。

委員：会長に一任してはどうですか。

委員：載せるなら載せる。女性ばかりではなく、障害者ものせるべきと思います。

会長：それも含めて検討します。ほかの点についていかがですか。

細かいことですが、何点か気づいた点を言います。

最初の問1について、設問文が、「次の各設問についてあなたはどのようにお考えですか。（あてはまる番号を1つに○）」

各設問でいうと、問2、問3、問4も含まれるので、「次の意見や考え方について、あな

たはどのように思いますか？」ということで聞く方がよいと思います。

選択肢ですが、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともえない」、「どちらかというと思わない」となっているので、「どちらかといえば」に合わせた方がよい。

2ページで、「部落差別（同和問題）」とは、法務省のホームページから取り上げた説明をここにまとめているが、法務省がこのような言い方をしているが、例えば、同じ文章の中に2回、部落差別（同和問題）が出てくる。説明のところに、以下同和問題といえますと断りをつけて、同和問題に統一してはどうかと思います。

問5は、名古屋市の調査を参考になっているが、「あなたが部落差別を知った時、どう思いましたか？」に対し、あてはまる番号を一つとなっているが、単一回答で求めると、全部読んだ上で探すことになるので、〇はいくつでもよいと思います。

問7では、あなたは部落差別（同和問題）についてどう思いますか。当てはまる番号 1 つにまるをつける。これは選択肢が1～その他まで6つあるが、それぞれの選択肢が排他的になっていない。排他的ってというのは、その選択肢で、すべて、その他が入っていたらすべて網羅するが、その他以外の選択肢で、大体カバーしているが、これだと隙間がたくさんある。また重なるところも出ている。ここは選択肢の整備が必要と感じました。

5ページ問11では、上から4番目の「学校で正しく教育を行うべきだ」と、これは和歌山県を参考になっているが、和歌山県は「『子供時代に』学校で正しく教育を行うべきだ」と『子供時代に』が入っている。和歌山県の結果は、「そう思う」、「どちらかという」と「そう思う」と足して63.8%と3分の2くらいが肯定意見となっている。『子供時代に』をとって「学校で正しく教育を行うべき」としたら、当たり前のことなので、少し漠然とし過ぎているため、負担感の面から、これはとても良いかと思います。

7ページの問14の1では、「1～3で受けたことがあると答えた人にお聞きします」となっているが、問13—1では、「1～4に〇をされた方にお聞きします」の聞き方に合わせた方が分かりやすいかと思います。

8ページの問15では、学校以外でこういった研修を受けたことがあるかを聞いているが、択肢は3つだけであるが、「政や地域が主催する研修会を受けたことがある」、「職場で研修を受けたことがある」ですが、学校で保護者対象のセミナーをやることはないのですか。あるのならば、それも入れるとよい。これまでの過去のことを聞いているので、特措法があった頃の教育啓発が盛んな時に受けたことがある方もいると思いますので、選択肢が3つだけだとさみしいので検討してみてもよいかと思いました。

2ページの問4で、あなたが部落差別（同和問題）について、だれからもしくは何から知りましたかの句点が抜けている。

問5でも、どう思いましたか。（ ）となっているので、チェックしてください。

では、他にご意見いかがですか。

委員：3ページの問7「排他的ではない」は、実質的には問11と重なる気がします。問7は削除して、ここに書かれている重要な方は問11なので、工夫されるとよいと思います。7ページの問14の説明に補足すると、選択肢に「受けたことがない」が入っていない

ので、下に付け加えるとよいと思います。問15では、普段大東市では、地域集会にて人権啓発の勉強会をされているので、これも選択肢に入れていくとよいと思います。委員からのご意見のとおり、年配の方には紙ベースがよいが、若い人にとっては、紙で郵送で送り返すよりも、読み込んでネットで回答の方が簡単である。手間を考えると仕事等でインターネットを使われる方であれば、圧倒的に慣れているので、回収率を上げるためには、アクセスしやすい工夫をしていただければと思います。人権をどのように理解されているのか、はっきり確認できる項目がないので、部落差別に関する調査なので、部落問題や部落差別に関する学習と人権教育、学習はセットでどちらも必要で、人権そのものに対して、正しく理解しているか、工夫してひとつ入れていただければと思います。

会 長：ほかにご意見ありますか。

委 員：問5の部落差別の出会いについて、あなたの部落差別どう思いますか。
について、被差別部落の人の回答はあるのかどうか。

会 長：ご指摘の通りですが、これまでの人権意識調査について、2000 人を無作為に抽出するので、間違いなく当事者も調査対象になる。それぞれの当事者を考えて選択肢を考えると、それぞれについて全部修正しなければならない。今回の調査は、部落差別をなくしていくための教育啓発をどういう風にすすめていくのか、どういう内容でどのように進めていくかを考えるための基礎資料になります。前提として、被部落の人たちがどういう風に考えているのかを把握するのが第一目的なので、仮に配慮すると、選択肢が増えたり、当事者以外の人が戸惑ったりしかねないので、被部落出身者が答えるということが前提とならざるを得ない。
他にご意見ありますか。

委 員：部落出身者の回答をどう扱うか、今まで委員の先生がなされてきた調査ではいかがでしたか。

委 員：問5に関しては、4, 5, 6あたりはどうかかなと引っかかりますが、1, 2, 3, 7に関しては答えられる。どの立場でも回答できる選択肢が一番良いと思います。特措法があった時代は分けていた。地区の方と地区でない方の二つ。地区の方を外して大体の自治体で行っていた。現実的に今行うのは難しい。被部落出身者の差別に対する意識を高めるために行うので、できるだけ配慮した形で行うのが理想である。あてはまるものを選んでもらう形なので、「該当しない」に思っていただければよいのかなと。

会 長：委員から指摘のあった同和地区出身者との接触について、あなたのまわりに同和地区出身者がいますかという設問で、自分自身がそうである、家族がそうである、という設問を設ければ、自分自身がそうであると答えた人を把握でき、除くことも可能である。

会 長：他にいかがですか。

委 員：自由筆記で書く項目は入れないのですか。

会 長：余白を作って、「部落問題について、あなたのご意見をお聞かせください」等の記述欄は設けます。

ほかにいかがですか。ないようでしたら、あとになって、お気づきの点がありましたら、年内をめぐりに事務局までお知らせいただければということによろしいか。

あとの点については、委員から出ましたように、進めていきますので、第 3 回目で最終的に検討することになります。3 月くらいの予定で、調査票の形になって出てきます。議事としては、調査項目の説明と意見交換になっておりますので、ご意見ないようでしたら、事務連絡に移りたいと思います。よろしいか。

では、いろいろとご指摘いただきありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、事務局には調査票の最終案作りに取りかかっていたいただき、次の審議会で最終案を出していただきたいと思います。その中でいろいろと宿題としていただいた点については、回答と事務局で進めていきますのでよろしくお願いします。

以上で本日の議題は終了いたしました。それでは進行を事務局に返します。

5. 事務連絡等

事務局：今回の委員の皆様方から大変貴重なご意見をたくさんいただき、これらを踏まえて次回の審議会までに最終案を作成していきます。事務局より改めて、次回審議会日程について連絡します。

以上で第 2 回大東市人権擁護施策審議会を閉会します。

本日はありがとうございました。

6. 閉会

(閉会)